

指定管理評価表(尼崎学園)

令和2年3月31日現在

施設概要	尼崎市尼崎学園(神戸市北区内道場町塩田3083番地) 開館時間:入所施設 施設設置目的:児童福祉法に基づく児童養護施設として、乳児を除く、保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護するとともに児童の自立を支援する。 事業内容:児童養護施設の運営			
指定管理者の名称	社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団			
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日			
業務概要	尼崎学園が行う事業の実施に関すること 尼崎学園の施設及び付属設備の維持管理に関すること			
利用状況等	項目名	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	延べ入所児童数	501人	469人	517人
	入所率	92.8%	86.9%	92.4%
所管課・所管課長名	子ども青少年局子ども福祉課・松本欣也			
評価対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日			

評価項目	説明	評価	評価コメント
1 児童への養育・支援の充実			
児童からの相談への対応	児童の視点に立った相談体制を構築しているか(児童への周知を含む)	A	児童が職員に気軽に相談できる環境を整え、児童から意見が発信しやすくなるような取組がなされていた。また、児童からの意見を事業などにも反映する取組がなされている。それぞれの児童の状況に合わせた援助を行っているとともに、心のケアが必要な児童への心理療法等の取組が行われている。毎日のミーティングやケース会議(月1回)、チーム会議(月2回)などを定期的に開催し、その中で自立支援計画の見直しもしている。児童の権利擁護や安全確保のため取組を進めるとともに、関係機関との連携を強化するため、より一層きめ細やかな対応が必要である。
児童からの意見の反映	児童が気軽に意見等を発信できるか、迅速に対応しているか		
児童の安全確保	普段から危機管理意識を持って、児童の安全を最優先した対応をしているか		
自立支援計画	3ヶ月毎に複数の職員による見直しを行っているか、その際に児童の意向を確認しているか		
児童の権利擁護の確保	児童の権利擁護に重点をおいた取組を行っているか		
関係機関との連携	関係機関との連携を図る中で、迅速かつ適切な対応をしているか		
2 適正な施設の管理			
施設保守・管理	施設の保守、管理が適正に実施されているか	B	施設の保守、管理は適正に実施されている。 個人情報に係るデータ保護管理要綱、虐待防止や危機管理マニュアルについては、整備されていた。また、より実態に即した対応を行うため随時見直し作業を行っている。 すべての職員が児童の状況等を共有するために定期的にミーティングやケース会議を実施している。職員研修を随時実施しているとともに、外部の研修にも職員を派遣している。
職員体制	職員の役割分担		
危機管理	事故・緊急時の体制が十分に整備されているか		
個人情報管理	個人情報の管理が適正であるか		
職員研修	職員研修が十分に実施されているか		
3 収支・経費節減			
収支状況	収支の状況が適正かつ良好であるか	B	経費節減の取組は継続してなされている。
経費節減の取組	経費節減の取組みがされているか、		
4 指定管理者の経営状況等			
会計状況	適正な会計手続きがなされているか(監査報告書等による)	B	会計手続きは適正になされており、経営状況は良好である。 措置費請求時期について改善されつつあるが、やや遅れ気味である。
経営状況	経営状況は良好か(貸借対照表、損益計算書等による)		
5 その他			
文書等の管理	文書類、帳簿、備品、資料等が適切に管理されているか	B	文書等の管理は、適正になされていた。 内部評価については年1回実施し令和2年2月5から6日に第三者評価を受審
評価の実施	内部評価を実施しているか		

指定管理者選定に係る事業計画書の主な取組内容	左記に関する取組状況とその取組に対する評価
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援 ・学習支援 ・自立訓練 ・家庭調整 ・社会教育活動及び余暇活動としての行事 ・幼児教育 ・性教育 ・被虐待児等に対する個別対応 ・心理療法事業 	児童養護施設として、①保護者のいない児童、②虐待されている児童、③その他環境がよくないために保護しなければならない児童について、同学園に入所し、児童を養護するとともに、社会生活に柔軟に対応できるよう、自立に向けた援助を行っている。児童養護施設は、児童の生活の場であると同時に成長の場であり、毎日規則正しく、落ち着いて普段どおりの生活を送ることが、児童の心の安全・安心につながる重要な第一歩であることを職員が常に意識し、普段から児童と接することが重要であることから、児童の個々の心身の状況や意欲などを尊重し、きめ細やかな支援を心掛けている。

総合評価	総合評価の理由、今後の課題等
B	児童養護施設として個々の児童への養育・支援は適切になされており、児童の個別カウンセリングや創作活動・生活場面での個別対応を行うとともに、心のケアが必要な児童に対して心理療法などの取組が行われている。児童の状況等を共有するために定期的にミーティングやケース会議、チーム会議等を実施している。今後においても、日々変わる児童の健康状態や精神状態、言動や表情などを注意深く確認するとともに、これまで以上に職員間で連携・協力体制をとる中で、施設長を中心としたチームケアの更なる充実を図り、児童へのきめ細やかな支援を徹底していく必要がある。

※ 評価は、A～Eの5段階評価とする。

※ 確認調査の結果をチェックリスト等に記入する。更に1～5の大項目ごとに評価を行った後、総合評価を行うこと。

※ A:非常に良好である又は非常に成果があった。 B:やや良好である又はやや成果があった。 C:取組状況の水準が普通である。

D:やや改善の余地があった。 E:多くの改善すべき点が見受けられる。